平成２１年（フ）第１６８４号
神戸市灘区楠丘町５丁目２番７号
債務者　川村　恭太
1　決定年月日時　平成21年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月12日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１８３号
千葉県浦安市入船２丁目３番811号
債務者　石綿　利子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１１８４号
千葉県浦安市富士見１丁目12番17―305号ガーデンヒル330Ｌ
債務者　村上　里乃
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２５９号
千葉県八千代市大和田新田1012番地１
債務者　清水布美子（旧姓上原）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２９７号
千葉県市川市柏井町２丁目705番地
債務者　市川　　孝
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３０３号
千葉県八千代市大和田601番地１
債務者　池田　　進
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３３８号
千葉県船橋市西習志野２丁目22番５号　ミドルヴィレッジ203号
債務者　久保田律子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９６号
千葉市中央区宮崎町47番地１　ライオンズマンション蘇我３―406号
債務者　石井　明雄
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３９９号
千葉市若葉区みつわ台３丁目１番９棟204号、申立時の住所千葉市若葉区みつわ台４丁目29番17号　金田方
債務者　金城美奈子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６号
北海道北見市美芳町６丁目２番11号　コーポまきば205号
債務者　松岡菜奈恵
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
北海道北見市高栄西町９丁目14番２―35号
債務者　内川　征行
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
北海道北見市小泉389番地28
債務者　後藤奈々子
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
宮城県石巻市門脇字青葉西91番地２　フォーサム小松Ａ棟
債務者　佐藤　美香
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第２１３号
宮城県石巻市元倉１丁目８番12号
債務者　萩原　　篤
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６６８号
奈良県生駒郡平群町若葉台５丁目３番19号
債務者　世古　孝司
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６６９号
奈良県生駒郡平群町若葉台５丁目３番19号
債務者　世古ナオミ（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２３８号
松江市上乃木１丁目22番７号　コーポ山川Ｂ棟
債務者　大坂　光雄（旧姓石飛）
1　決定年月日時　平成21年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月19日まで
松江地方裁判所民事部